

氏 名(本籍)	白坂 亨 (茨城県)		
学 位 の 種 類	博士 (商 学)		
学 位 記 番 号	博商乙第7号		
学位授与の日付	平成26年3月19日		
学位授与の要件	学位規程第5条第2項該当		
学位論文題目	わが国会社財務制度の形成過程に関する研究		
論 文 審 査 員	主査 駒澤大学教授	博士 (商学)	小栗 崇資
	副査 駒澤大学教授	博士 (経済学・商学)	石川 純治
	副査 駒澤大学教授	博士 (経済学)	渡邊 恵一

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、わが国の会社財務制度の形成過程を検討したものである。

その手順としては、先ずわが国における初めての本格的な会社制度として認識されている国立銀行条例を、その制定前の状況の確認から、生成過程及び内容の検討をおこなった。

次いで、欧米の複式簿記の導入にかかる過程の検討し、第一国立銀行の決算書類の検討をおこなった。

さらに金融機関への検査制度の生成過程及び事例の検討をおこない、最後に利益処分方法の変容を検討した。

第1章は国立銀行条例の生成過程についての検討である。国立銀行条例はアメリカの1864年国法銀行法に範をとったとはいえ、当然のことながら、出来上がった国立銀行条例は1864年国法銀行法を翻訳しただけのものではなかった。そのため、1864年国法銀行法のどの部分そのまま国立銀行条例に採用され、どの部分がいかに修正を加えられて国立銀行条例に組み込まれていったのか、ということを明らかにするため、まずは先行業績を検討した。

さらに、国立銀行条例と現存する1864年国法銀行法を翻訳した『紙幣条例』(草案)の包括的な比較検討を行った。

『紙幣条例』(草案)は62条からなるものであったが国立銀行条例は28条、161節からなるものである。比較検討の結果、『紙幣条例』(草案)の内容がそのまま採用された部分、内容における修正が加えられた箇所を洗い出し、さらに国立銀行条例に盛り込まれなかった『紙幣条例』(草案)の条項、『紙幣条例』(草案)には存在しないが国立銀行条例に新たに盛り込まれた条項を明らかにした。

すると、概ね株式会社制度にかかわる規定はそのまま国立銀行条例に導入されているが、金融システム、とりわけ兌換にかかわる部分には修正がくわえられ、さらに所轄官庁に関する規定は削除され、株式会社の会計に関しては新たに書き加えられている、というように判断できる状況が明らかとなっ

た。

第2章では『銀行簿記精法』成立過程における問題点に着目し、その解決を図った。つまり、シャンドが紙幣寮に雇われた1872（明治五）年7月から『銀行簿記精法』成立までの期間があまりに短いのではないかという点である。

そのため『銀行簿記精法』とその原稿といわれる『銀行諸帳面取扱手続書』を改めて詳細に検討した結果、『銀行簿記精法』が極めて短期間のうちに成立した背景には、従来参考にされたとされている文献以外に、直接モデルとなった他の文献の存在を確信するに至った。そして、そのモデルとなった文献の一つとしてマルシュ銀行簿記書を探し当てることができた。

この文献の著者であるマルシュは1875（明治八）年出版の『馬耳蘇氏記簿法』、1876（明治九）年出版の『馬耳蘇氏複式記簿法』の原著者として知られている。

検討の結果、『銀行簿記精法』に掲載されている凡例の中の借方・貸方の原則の解説と、仕訳帳および元帳の仕訳例題は、マルシュ銀行簿記書のイントロダクションに示されている借方・貸方の原則の解説と仕訳帳・元帳の仕訳例題を参照して作成されたということが明らかになった。

第3章においては決算書類の検討である。政府は国立銀行の経営を側面から支援すべく、御雇外国人アラン・シャンドを雇入れたのであるが、シャンドは前述の通り、第一国立銀行の実務書としてアメリカ銀行簿記書を参考にして『銀行簿記精法』を執筆した。そこでの財務諸表は大陸式をとる香港上海銀行をモデルとして書体第二とした。

一方、シャンドは銀行検査のための財務書類の書体を用意していなかった。そのため監督官庁である大蔵省は、独自に銀行検査のための財務諸表の雛形を作らなければならなかった。

検討の結果、日本で初めてとなる銀行検査のために、第一国立銀行から提出された財務書類が、日本で初めて作成された西洋式簿記法を基本とする財務書類となったことが明らかとなった。

この銀行検査用の財務書類の作成は、実際には第一国立銀行の方で用意し、それを大蔵省から下付するという形で雛形が渡された。作成された財務諸表は『銀行簿記精法』の財務諸表とは異なり、いわゆるイギリス式の財務諸表となっていた。

それから2ヶ月もせず、1874年末の決算を迎えるわけであるが、再度、大蔵省は紙幣頭への報告用の財務諸表の雛形を下付する。第一国立銀行の第一回決算の報告書（実際考課状）の宛名は、株主とはなっているものの、実質的には監督官庁宛ての書類で、先ず監督官庁に提出、株主にはその後、そのままの形式で領布された。

以上の検討により、第一国立銀行の財務諸表生成に関して、『銀行簿記精法』による決算書類作成の流れと「国立銀行定期報告差出方規則」による決算書類作成という二つの流れが存在することとなった。

しかし、第一国立銀行のガバナンス構造の特殊性により、本来大蔵省への報告のための財務書類が株主向けの財務書類としてもつかわれた。『銀行簿記精法』の財務諸表とは体裁の異なる財務諸表が第一国立銀行の第一回決算書に掲載されることとなったのはこの理由によるとみることができる。

第4章から第6章までは先にふれた銀行検査について掘り下げて検討した。

第4章では、明治時代初期における金融検査制度の生成過程は、従来のシャンド検査にその嚆矢を求めるのではなく、1870（明治三）年における横浜出張通商司處務制限をその嚆矢とすることを明らかにした。

その後の通商司政策の破綻により、1871（明治四）年に8月紙幣寮が設けられ、その事務章程には金融機関に対する検査規定が盛り込まれ、その後国立銀行条例が成立するという順序であった。

また、金融検査規定は検査する側が先行する形でできできあがっていた。検査される側の国立銀行は、後を追う形で国立銀行条例第17条に金融検査規定が設けられたのである。

この国立銀行条例は、モデルとなった1864年国法銀行法を翻訳した「紙幣條例」（草案）をたたき台としていた。そのため、この金融検査制度は当時のアメリカの金融検査制度の影響を強く受けたものとなっている。

金融検査の事例として、はっきり誰がどこへ行ったかということが明確な最初の金融検査の事例には、1873（明治六）年8月、紙幣助青江秀によってなされた横浜為替会社に対する金融検査がある。国立銀行に対する検査は、1873（明治六）年11月に第五国立銀行、第一国立銀行への金融検査がほぼ同じ時期になされている。この時点では第五国立銀行はまだ開業しておらず、こちらは開業に向けた金融検査となっていた。

一方、すでに開業していた第一国立銀行に対する小林検査の報告書には、第一国立銀行出納日表と第一国立銀行借貸一覧日表が存在した。この二つの計算書類から厳密な金融検査が行われたことが推察できる。シャンド検査以前においても、精密な金融検査が行われており、また第一国立銀行は西洋式簿記・会計技術を実践していたのである。

第5章では第一国立銀行の大株主であり、大口の融資先であった小野組が破綻する過程を確認し、第一国立銀行に及ぼした影響を検討した。

小野組は三井組と共に第一国立銀行の筆頭大株主であり、かつ当主小野善助が第一国立銀行の頭取に就任していた。しかし、抵當増額令による小野組の破綻により、第一国立銀行の小野組への債権は不良化し、第一国立銀行の経営は窮地に追い込まれるはずであった。

ところが、小野組破綻直前、第一国立銀行は小野組に融資額に見合う担保を差し出させることに成功した。第一国立銀行においては、小野組破綻による損害が大きなものとはならないことは小野組破綻直後より明らかであった。

注目すべきは、この小野組破綻直前、直後に第一国立銀行に対する紙幣寮の検査がおこなわれていたのである。「貸附元帳御検査」であり、長岡検査であり、渡邊検査である。当時新聞等では大騒ぎとなった小野組破綻も、第一国立銀行への影響はそれほど大きなものにはならないということを、紙幣寮は検査により相当程度正確に把握し、それほど大きな影響は受けないということを認識していたことが明らかとなった。

第6章では、シャンド検査の意義から再検討を試みた。

シャンド検査はなぜ小野組破綻後4カ月もたってから実行されたのであろうかという問題意識からである。

答えは、小野組破綻直後より紙幣頭得能良介が国立銀行改革へ動き出している中で、その改革へむけた自らの意見書を通すべくなされたのがシャンド検査であるということが明らかとなった。シャンド検査は、国立銀行の改革の必要性を認識していた紙幣頭が、大隈重信大藏卿に改革の必要性を訴えるため、小野組破綻後4カ月もたっていたにもかかわらず、シャンドに第一国立銀行の検査をさせたのである。

シャンド検査を再検討すると、シャンド検査は現況の確認に加え、制度自体に内在する問題点の洗い出しもなされ、さらに将来の改革へ向けた意見、提言までが盛り込まれている。それまでの現況確認型の検査を基本にはしつつも、それに加えて改革へむけたコンサルティング（型検査）がなされたということが明らかとなった。

その後の検査形式をみると、検査内容を充実させていきながらも、検査形式は当初の現況確認型の検査に戻っていったのも、シャンド検査が行われた背景によるものであると考えられる。

第7章では会社制度導入期における利益処分方法の変遷について検討した。

明治時代初期の通商・為替会社においては三つ割と呼ばれる配当性向基準に類似した利益処分方法が採用されていた。

その後、1882（明治十五）年に出現した日本銀行は、配当率基準による利益処分法を採用した。日本銀行条例とベルギー国立銀行条例を比較検討した結果、日本銀行の配当率基準はベルギー国立銀行条例の配当率基準を導入したことが明白となった。

第8章は要約と結語である。

論文審査結果の要旨

〈論文の概要と特徴〉

本論文は、わが国の明治初期における会社財務制度の形成過程を、会社制度、会計制度（複式簿記および財務諸表）、検査制度、利益処分方法などの株式会社をめぐる様々な側面から検討し、これまで通説とされてきた見解を批判的に吟味したうえで、新たな見解を提起した研究である。

わが国における初めての本格的な株式会社制度は国立銀行条例の規程の一環として導入され、それにもとづき国立第一銀行が最初の株式会社として設立された。そして株式会社制度の形成に際して、欧米の複式簿記が簿記書（『銀行簿記精法』）の刊行を通して初めて移入され、国立第一銀行において初の西洋式の貸借対照表が財務書類として作成、報告された。さらに誕生間もない不安定な段階の銀行に対して、金融検査が実施され、制度改善を伴いながら金融検査制度が形成されていった。本論文は、国立銀行の設立を契機とするわが国の株式会社制度導入下でのそうした財務制度の形成過程を明らかにしたものである。本論文は次のような全7章の構成から成っている（35字×35行、244ページ）。

第1章 国立銀行条例の形成過程

- 第2章 『銀行簿記精法』の成立過程における問題点
- 第3章 わが国における財務諸表の形成過程
- 第4章 わが国における金融検査制度の形成過程
- 第5章 小野組破綻直前・直後の国立第一銀行検査
- 第6章 シャンド検査の再検討
- 第7章 明治時代初期の会社における利益処分政策の変遷
- 第8章 要約と結語

本論文の研究対象は主として国立第一銀行の設立とその財務制度の形成過程に焦点が据えられている。時期も明治初年から約10年間で限定されている。しかし、短い期間ではあるが、わが国の会社財務制度を形作る最初の試みがなされ、それが制度形成の起点となったという意味で重要な期間である。そうした時期のわが国の会社財務制度の形成をめぐることは、金融史、経営史、会計史などの様々な研究分野から多くの研究がなされ、学界としての一定の通説が確立されてきた。本論文は通説に対する詳細な検討の中から、学会の権威ある通説に盲点があることを明らかにし、なお解明すべき諸点があることを提起したものである。特に御雇外国人アラン・シャンドによって西洋式の複式簿記と財務書類が最初に導入され、かつシャンドによってわが国で初めての本格的な金融検査が実施されたことは通説となっているが、それに対して、文献の渉猟と精密な読み込みによって、これまで定着化が進み常識となっていたかに思われた通説の問題点が分析され、あらたな見解が示されたことに本論文の大きな特徴があるといえることができる。

〈論文の評価と課題〉

本論文の評価すべき点は、第1に従来の通説の見直しとそれに対する新たな見解の提起である。通説は、1872（明治5）年に紙幣寮書記官に就任した御雇外国人のアレクサンダー・アラン・シャンド（Alexander Allan Shand）が、わが国の簿記・会計および金融検査の確立に多大な貢献を果たしたことを評価するものとなっている。まず1つ目は欧米の複式簿記の導入についての貢献である。シャンドの著した『銀行簿記精法』はわが国最初の西洋式の複式簿記書であったとして高く評価されている。2つ目は、西洋式の財務諸表の導入についての貢献である。わが国で初めての大陸式の財務諸表が、国立第一銀行の決算書類として1874（明治7）年に作成され報告されたことが定説となっているが、それがシャンドの『銀行簿記精法』にもとづくものであったことが評価されている。3つ目は、シャンドによる国立第一銀行に対する検査がわが国における初めての金融検査であったとされる点である。その後「シャンド検査」と通称で呼ばれるようになった検査が、わが国の金融検査制度の形成に大きく寄与するものであったことが高く評価されている。

本論文はこうしたシャンドの貢献に対する通説的評価について疑問を投げかけ、その評価に修正を迫る内容となっている。

まず1つ目の複式簿記導入についてである。『銀行簿記精法』がわが国最初の複式簿記書であることは間違いないが、筆者の疑問は『銀行簿記精法』の成立過程に向けられている。1872（明治5）年10月にシャンドが雇われて翌年の8月には『銀行簿記精法』を完成させたとする期間があまりに短いことに、筆者は疑問を呈する。筆者の見解は『銀行簿記精法』のモデルとなった文献が存在したのではないかというものである。シャンドがギルバート（J.W. Gilbart）の銀行書（A Practical Treatise on Banking）を参照したことは通説でも明らかとなっているが、筆者はさらに『銀行簿記精法』の背後にマルシュ（C.C. Marsh）の銀行簿記書（The Theory and Practice of Bank Book-keeping and Joint Stock Accounts）が存在することを本論文で明らかにした。『銀行簿記精法』の取引事例、その仕訳と元帳記入はマルシュ銀行簿記書と同一であることが分析され、『銀行簿記精法』の短期間の執筆がマルシュ銀行簿記書に依拠することから可能となったものであることが解明されている。

次に2つ目の西洋式財務諸表の導入についてである。『銀行簿記精法』には香港上海銀行の財務諸表が例示されているが、それが英国式ではなく大陸式であることをどう解釈するかが研究上の論点となってきた。西洋式の財務諸表として英国式と大陸式のどちらが導入されようとしたかという問題である。多くの研究は、英国人であり英国系銀行の銀行員であったシャンドが、なぜ英国式でなく大陸式の財務諸表を『銀行簿記精法』において示したのかということの問題にしてきた。本論文ではその理由をマルシュ銀行簿記書と関連づけて明らかにしている。わが国の銀行制度は結果として英国式ではなくアメリカ式のものが採用されたが、そのためシャンドはアメリカの簿記書であるマルシュ銀行簿記書をモデルにしたと筆者は解釈する。アメリカの簿記書をベースにする以上、財務諸表も英国式ではなく大陸式のものを例示することとなったのは必然の流れであり、香港上海銀行は英国系ではあったが大陸式の財務諸表を採用していることから例示に使われたとするのである。そうした筆者の解釈は説得的である。

そのうえで、さらに筆者は、国立第一銀行の決算報告以前の、紙幣寮からの要請（「国立銀行定期報告差出方規則」）にもとづき銀行検査のために提出された財務書類が、わが国最初の財務諸表であったことを明らかにしている。これまでの研究では『銀行簿記精法』にもとづく決算書がわが国初の西洋式財務諸表であったとされてきたが、それとは別の「国立銀行定期報告差出方規則」にもとづく財務諸表が存在することを筆者は明らかにしている。過去の研究では見過ごされてきた新たな発見である。しかも紙幣寮からの要請にもとづく財務諸表は『銀行簿記精法』で例示された大陸式ではなく、それとは貸借が逆になった英国式によるものであった。なぜ大陸式と英国式が混在したのかはなお明らかではないが、最初の西洋式財務諸表の形成に2つの流れがあったことを本論文は新発見とともに明らかにしている。

最後に3つ目のシャンド検査についてである。通説では1875（明治8）年3月のシャンドによる金融検査がわが国最初の金融検査であったとされ、『大蔵省銀行局年報抄録』や『明治財政史』、国立第一銀行の後身の社史『第一銀行史』においても広く知られた定説とされてきた。筆者はこの点に関しても疑問を投げかけ、本論文においてそれを覆す新たな見解を提示している。筆者によれば、1869（明治2）年に通商司のもとで通商会社、為替会社が設置されるようになって以降、金融検査制度の形成

が進められたとされる。通商司の検査規定がすでに1870（明治3）年には存在したことが示唆され、通商司政策破綻後の1871（明治4）年に設置された紙幣寮にそれは引き継がれ、明確な検査規定として確立されたことが明らかにされている。そして紙幣寮によって行われた金融検査として5つの事例が示されている。さらに1872（明治5）年の国立銀行条例制定以降には、1875（明治8）年のシャンド検査に先立って、第一国立銀行だけでなく、第二、第四、第五の国立銀行に対しても金融検査が行われたことを本論文は詳細に明らかにしている。国立銀行条例には検査規定が当初から存在していたにもかかわらず、制定後、シャンド検査までの2年半近く、検査が行われなかったとする通説の不自然さに対する筆者の批判は説得的であり、シャンド検査に先行する複数の金融検査事例の発見により、筆者の通説への批判は裏付けられることとなった。これまで長きにわたり定説とされてきた、シャンド検査はわが国初の金融検査であるとする説は、本論文によってここに覆されたといえることができる。

本論文の評価すべき点は、第2に会社財務制度の形成において、シャンドの果たした大きな役割とともに、その陰に隠れていた日本人の役割とその業績を明らかにしたことである。通説への批判はシャンドの役割を貶めるものではなく、逆にわが国における会社財務制度形成に際してのシャンドの役割の正確な位置づけを与えるものである。筆者は、シャンド検査が、国立第一銀行の改革のために提言をなすためのものであったという見解を示している。国立第一銀行の経営は小野組や三井組などの豪商に依存するという点で、経営の健全性に問題があったことに対し、渋沢栄一の建白書をもとに紙幣頭得能良助が改革のための意見書を提出する。筆者は改革案を大隈重信大蔵卿に認めさせるためにシャンド検査がなされたとするのである。シャンドの報告書は通常の公文書とは異なる書類として得能紙幣頭から大隈大蔵卿に渡されたとされる。シャンド報告書は公文書として保管されず、大隈関係文書として早稲田大学図書館に所収されている点にそれが現われているとの筆者の指摘は非常に興味深く、筆者の見解を裏付けるものとなっている。シャンド検査に先行する金融検査が通常の現況確認型の検査であったとすれば、シャンド検査は改革を進めるためのコンサルティング型の検査であったとするのが筆者の結論である。シャンド検査は、国立銀行改革を導き、その後の近代的な金融検査の基礎を築いたという意味で画期的なものとして位置づけることができる。シャンド検査の意義を本論文は新たな視点から明らかにしたことについて評価したい。

シャンドの役割を正確に位置づけ直す作業の中で、本論文は日本人の隠れた業績を明らかにすることにも成功している。シャンド検査以前の検査が日本人の手で行われていたことを示しつつ、そこでは精密な金融検査が行われ、検査に際しては高度な西洋式の簿記・会計技術が駆使されたことが本論文では明らかにされている。シャンドは長男が死亡したことで紙幣寮書記官就任の1年後、長期に英国に帰国しているが、その間に『銀行簿記精法』が刊行されている。その編集に当たった人間（小林、海老原、宇佐川）が金融検査において活躍している点にも日本人の果たした大きな役割が現われているのである。

以上が本論文について高く評価すべき点であるが、評価と併せて問題点と課題についても指摘しておきたい。

第1は、本論文のタイトルにもなっている「会社財務制度」についての定義が必ずしも明確ではな

く、「株式会社制度」とどのような関連にあるかが明らかではないという点である。筆者の根底にある問題関心は、わが国における株式会社制度の形成をどう捉えるかという点にあると思われるが、株式会社制度の形成において会社財務制度がどのような位置づけをもち、どのような意義を有するかが明らかとはなっていない。わが国における最初の株式会社制度は国立銀行条例の規程の中で導入されるのであるが、その点を解き明かそうとしたために、本論文の研究対象は結果として金融（銀行）制度の形成に据えられることとなった。「会社財務制度」というよりは「銀行財務制度」の形成過程についての研究であったということができるかもしれない。わが国における株式会社制度の形成をどのように捉えるかについて本論文は十分述べていない。そのうえで株式会社制度の形成において、本論文がどのような領域や側面を解明しえたかについて論じるべきであったのではないと思われる。そのためには、株式会社をどのような構造と機能をもつものとするかについて理論的な研究も必要となる。筆者には、そうした点も踏まえて、わが国における株式会社制度の形成に関する研究のさらなる展開を望みたい。またその際には制度研究にとどまらず、初期の株式会社の実態についての分析研究を併せて期待したい。

第2は、西洋式複式簿記の導入における損益の説明の欠如や最初の財務諸表における大陸式と英国式の混在についての分析がなお不十分であるという点である。『銀行簿記精法』の中の複式簿記法の叙述において、収益・費用の説明が欠けており、財務諸表の事例も貸借対照表のみで損益計算書の例示はされていない。またシャンド検査に先行する国立第一銀行の金融検査の中で、英国式の貸借対照表が作成される一方、決算書の作成・報告は大陸式で行われている。こうした点の解明については、簿記・会計の理論的な知見からの推論も含めた検討が必要となる。筆者にはそうした簿記・会計面でのさらなる研鑽とそれにもとづく当該問題の解明をお願いしたい。

これらの問題点と課題は存在するが、本論文の果たしたわが国の会社財務制度の形成に関する研究上の貢献が大なるものであることはいうまでもない。通説への批判をより精密なものにすることを含め、筆者のさらなる研究の発展を期待するものである。

以上のような評価により、博士（商学）の学位を授与するに値するとの結論で、審査委員会は一致した。